特定建設工事共同企業体協定書第８条に基づく協定書

大阪市発注に係る下記工事については、　　　　　　　　　　　　　　特定建設工事共同企業体協定書第８条の規定により、当企業体構成員が分担する工事の工事額を次のとおり定める。

記

分担工事額（消費税分及び地方消費税分を含む。）

外　社は、上記のとおり分担工事額を定めたのでその証拠としてこの協定書　通を作成のうえ、各通に構成員が記名押印し、　通は各自所持し、１通は大阪市ヘ提出するものとする。

令和　　年　　月　　日